

## 第10回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事録

日時：令和2年11月27日（金） 13:59～15:32

会議形式：オンライン開催

出席者：高橋座長、生貝委員、石井委員、佐藤委員、長田委員、根本委員、増田委員、森委員  
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 時澤審議官、富安審議官、中田企画官、生末企画官  
個人情報保護委員会事務局 佐脇審議官、山澄参事官、赤坂参事官、池田室長  
総務省 行政管理局 水野管理官、田上情報公開・個人情報保護推進室長  
自治行政局 阿部官房審議官、小川行政課長

1. 開 会
2. 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について
3. 地方三団体からのヒアリング
  - ・ 全国知事会
  - ・ 全国市長会
  - ・ 全国町村会
4. 意見交換
5. 閉 会

[資料]

- 【資料1】 地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）
- 【資料2】 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（とりまとめ案イメージ）
- 【資料3】 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査結果
- 【資料4】 地方ヒアリング提出資料（全国知事会）

○高橋座長 定刻より前ですが、おそろいでございますので「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第10回を開催いたします。

本日も、委員の皆様には御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、大谷委員と宍戸委員が所用により御欠席でございます。

本日も、前回と同様、オンラインでの開催となりますので、議事に入ります前に注意事項などについて事務局から御案内をお願いします。

○内閣官房IT総合戦略 事務局でございます。

本日も高橋座長には事務局と同じ会議室にお越しいただきまして、御出席をいただいております。委員の皆様、御発表者の皆様におかれましては、イヤホンの着用、御発言時以

外はマイクをミュート、カメラはオフ、御発言時にはマイクとカメラをオンにさせていただいて、最初に御所属と名前をおっしゃっていただき、御発言はゆっくりと、という点に御協力をお願い申し上げます。

また、質疑応答、意見交換におきまして御発言を希望される場合には、画面の右側のチャット欄に御発言希望の旨をお名前とともにお知らせください。

会議中、もしお困りの点がございましたら、事務局担当者の携帯電話まで御連絡をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

なお、今回も現下の状況を踏まえまして、一般傍聴を受け付けずに開催しておりますので、配付資料や議事録につきましては、会議終了後できるだけ速やかに公開したいと思っております。

本日の議事ですが、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について、事務局より御説明をいただき、その後、地方三団体からのヒアリングを行った後に、委員の皆様との意見交換とさせていただく予定でございます。

それでは、早速でございますが、総務省自治行政局から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○小川自治行政局行政課長 総務省の行政課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料1をお手元に御用意いただければと思います。

これは、前回、お諮りをした法制化の素案につきまして、前回の御議論、御意見を踏まえまして一部修正をしたものでございます。全体を通しての説明は省略いたしまして、変更点を説明したいと思います。

まず、上の四角囲み「趣旨」の中、○の2つ目でございますけれども、国際的な制度調和の話を書いておりますが、DFFT、Data Free Flow with Trustなどが我が国の成長戦略に整合するということが背景にあるということで明示しているところでございます。

それから、制度設計の素案の中身でございますが、「⑤自己情報の開示、明示、利用停止の請求」の部分については、前回、条例で制度を書く、このように記述をしておったところでございますが、宍戸先生、石井先生はじめ、開示請求の権利そのものである主要な部分は法律で書いたほうが適切であるという話がありました。仰せのとおりでございましたので、そうした記述に改めてございます。

⑥は用語の統一についてですが、前は非識別加工情報と表示しておりましたが、統合後の新個人情報保護法においては、匿名加工情報に用語を統一することに平仄を合わせまして、地方公共団体についても匿名加工情報に統一したものでございます。

それから「⑧施行期日等」の中の条例に関することを書き足しておりますけれども、地方公共団体が現在有している個人情報保護条例の多くの部分は、その必要がなくなるもの

でございますけれども、先ほど申しました自己情報の開示手続等の細部あるいは手数料等、こうした、法律を施行するための施行条例的な部分というのは引き続き必要であります。そのことをリマインドする意味で「地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定」、この一文を追加したところでございます。

この中身については以上でございます。

それから、2ページを飛ばして3ページを御覧いただきたいと思います。

前回の議論、あるいは前々回の議論の中で、特に関心の高かったところでございます。地方の独自の保護措置、これは必要最小限のものにとどめるということになっているわけですが、これをどのようにして必要最小限性というものが確保されるかと、こうした点について、御関心の高かったところでございます。

私から口頭で御説明いたしました、口頭だけで要領を得なかった部分もございましたので、表に整理して、いま一度御説明したいということでございます。

左側で青のグラデーションを書いておりますけれども、自発的なものから事後的なものにかけて並べておるところでございます。

考え方としては、一つには、ガイドライン、共通ルールの法律化、それから、個人情報保護3法との一体化によって、おのずと独自措置が不要になる。従来、見かけ上の独自措置として存在していたもの、これらが自然に解消するということが(1)でございます。法律による規律の統一によって、おのずと解決するというものでございます。

それから、(2)と(3)につきましては、事前の、あるいは予防的な考え方でありまして、一つには、個人情報保護行政におきましてはガイドラインの重要性が高いところでございますけれども、これによって各行政分野について、まず、各省がこの分野における個人情報の保護、それから流通の在り方、バランスについてはかくあるべしと、こうしたガイドラインを提示するということによって、独自の保護措置はその範囲内におのずと取れんされていくということ。地方公共団体にとっては、それが一つの各団体における運用のまさにガイドラインとして機能すると考えているところでございます。

(3)は運用でございますけれども、この法律の運用に際しましては、個人情報保護委員会によるサポート、助言、あるいは情報提供などが重要であると考えておりますけれども、この側面におきましても、例えば、地方公共団体が独自の保護措置を条例で規定しようとする場合に、それが利活用を妨げることがないか、必要最小限のものであるかなどについて事前相談をする。あるいは、他の類例については情報提供を求める。こうした運用が恐らく一般的な運用になっていくだろうと考えております。

これに対しまして、個人情報保護委員会、それから、私ども総務省も連絡調整の役割を果たしたいということですが、各省から情報提供、助言等を行うことによりまして、あらかじめ地方公共団体がしようとする条例の内容、妥当性、必要最小限性が確保されるのだということを書いています。

今までの、言わば事前のあるいは予定調和的な説明となります。

(4) につきましては、義務づけをするものでございます。法律によって新たな義務づけをしたいと考えております。

これは、新たな独自の措置を条例で規定した場合は、その旨、その内容を個人情報保護委員会に届け出る義務、こうした義務づけ規定を法律の中に設けたいと考えています。これを端緒として、仮に問題があるとすれば、個人情報保護委員会は指導・助言・勧告等の監督を行う、こういうことを予定しているということです。

また、これは全国的に条例の制定状況が一覧的に初めて把握されることとなりますので、これを公表することによりまして、事業者、当の地方自治体にとっても、独自の地方の制定状況が事前に一覧的に把握できる、こうした効果を狙うものでございます。

マイナンバー法における情報連携を条例で拡張した場合の届出義務、これに倣った規定を考えています。

最後でございますが、ほとんど想定しがたいところではございますけれども、(1) から(4)のプロセスを経ましても、なお違法な、あるいは著しく適正を欠く条例が制定された場合には、地方自治法が国と地方の関係として一般的に定めるルール、これは国の関与に関するルールと呼んでおりますが、これに基づきまして是正の要求等の関与を行うということが考えられるということです。

これにつきましては準司法的な組織であります国地方係争処理委員会、さらには、そこを経て裁判になって、最終的には司法的な判断になり、その実効性が担保されるということになっていくということでございます。

今、申し上げたところを図に落としたのが、その欄の右側にあるものでございます。

こうした、多層的、多重的な方法によりまして、地方公共団体における独自の保護措置を矯正することで、独自の保護措置を許容することとその必要最小限性、この両立確保を図ってまいりたい、そのようなことを考えていくところでございます。

資料2を続けて御説明させていただきたいと思えます。

資料2は、次回、最終的な取りまとめになる場合の報告書の取りまとめ案のイメージでございます。

これまでの議論、それから、今回御説明する内容を、こうした報告書スタイルの文字に落としたものでございます。

ここでの読み上げは省略させていただきたいと思えます。次回までにそれぞれまたお目通しをいただき、御意見、あるいは修正等がございましたら御指摘いただければということでお配りをさせていただいたものでございます。

最終的には、これと8月の中間整理の取りまとめを併せて、それらを整理して、最終的な取りまとめをいたします。

資料3でございます。

以前にも頭出しをさせていただきましたけれども、都道府県、それから市区町村、約1,800団体、全団体を対象としたアンケートを実施しました。資料3の1ページを御覧いただき

ますと、10月の頭から中旬にかけて行ったものでございまして、各団体から回答をいただき、それを整理したものを3ページ以降に載せておるものでございます。

ここでは大きく方向性、傾向を御説明したいと思えます。

結果概要が書いてございますが、こうした法律上の共通ルールの設定については、おおむね賛同する意見が多かったというのは前提でございます。その上で、新たな仕組みにつきまして、前回、素案をお示ししましたが、あくまで素案の状態でございますので、まだよく分からない、あるいは、イメージが分からないといった意味での不安とか懸念の声をいただいたのが現状でございます。

ガイドラインによって適正な取扱いを担保している、こういう考え方を示しているところでございますが、地方公共団体におきましては、これまでガイドラインというのは、それほど重きを置いてこなかった。国、地方関係においては技術的助言の一つの形態であって、それそのものは法規範性を持たないものであると。地方公共団体によっては、ガイドラインは個人情報保護の根拠となる法規範でないということを発していることもあります。そうした意味で、今回、ガイドラインに重きを置く説明がいま一つ理解できないといったような不安を述べられていた自治体がございます。

アンケートのやり取りの中でも既に御説明申し上げて、ガイドラインが確かに技術的助言であること、個人情報保護法、あるいは、その他、個人情報について規定する各法律についての解釈を示すものであって、この解釈を通じて法規範性を有する。ガイドラインそのものではなくて、ガイドラインで示された解釈が法律として法規範性、あるいは拘束力を有する、そういった意味でガイドラインの重要性があるのだということを御説明申し上げましたし、今後もこうした説明を重ねていきたいと考えるものでございます。

もう一つの不安、懸念でございますが、匿名加工情報の提案制度については、これは従前から根強くあります。やはり、どこまで行けば匿名加工したことになるのか。あるいは、地域によってサンプル数が非常に少ない中での匿名加工というのは、果たして可能なのかといった御疑問が、なお強くありました。

これに関しましては、前回、御説明しましたとおり、経過措置といたしまして、指定都市未満、すなわち中核市以下の市、それから、町村については、当分の間、適用対象外としたということもありまして一旦の安心は得られているものと思うのですが、今後も含めて、この件については、さらに御説明、また、国によるサポート、協力、助言等そうしたものをしていくのが重要ということでございます。

アンケートを踏まえた今後の対応でございますけれども、一番下のところにありますけれども、この検討会にとどまるわけではございません。検討会の中でもそうですけれども、その後の制度立案の過程、それから、国会における審議、制度設計後の準備の各段階を通じて地方公共団体に丁寧の説明し、情報提供をし、相談に乗るということで理解を求めていきたいと考えております。

また、こうしたことを制度上担保する必要がある、これも宍戸委員から御示唆があった

ところでございますが、法律の附則において、施行準備に対する国の支援を規定することを考えてございます。

また、ガイドラインの趣旨につきましては、先ほど、るる申し上げたところでございますが、その点について、言わば個人情報保護の様々な懸念があるということ、これについて地方公共団体の御理解、もう一つは、意識の変換、改革を求めていきたいと考えております。

総務省からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に地方3団体の皆様から御意見を伺いたいと思います。

本日は、全国知事会のデジタル社会推進本部本部長であります村岡嗣政山口県知事、全国市長会の行政委員会委員長であらせられます辻宏康大阪府和泉市長、全国町村会の行政委員会委員長であらせられます坂口博文徳島県那賀町長、以上のお三方に、大変お忙しいところオンラインにて御出席をいただいております。

皆様からも、先ほど事務局から御説明があった検討の主な論点について、御意見・コメントを頂戴したいと思います。

どうも本日はよろしくお願いいたします。それでは、まず、最初に全国知事会のデジタル社会推進本部本部長であります村岡知事より御発言を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします

○村岡知事 皆様、こんにちは。

全国知事会でデジタル社会推進本部の本部長を務めております、山口県知事の村岡です。

本日は、9月の第7回の検討会に続きまして、高橋座長はじめ委員の皆様方に、国から示されました、ただ今御説明のありました素案に対する意見を聞いていただく貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速、説明を始めさせていただきたいと思います。

我々のほうから資料4ということで提出をさせていただいております。素案について意見を申し上げます前に、まず、個人情報保護法制の見直しに対します全国知事会の基本姿勢について、お話をさせていただきたいと思います。

全国知事会におきましては、国におけるデジタル社会実現に向けた動きに即応するために、10月5日にデジタル社会推進本部を設置いたしまして、私が本部長を仰せつかっております。

国に対しましては、先月、デジタル社会の実現に向けた提言により要請活動を行いまして、個人情報保護法制の見直しにつきましても、資料のとおり、1つ目に、全国的なルール、運用の統一化、2つ目に、地方におけるこれまでの経緯等への考慮と地方との十分な意見交換に基づく検討、この2点について盛り込んだところであります。したがって、全国知事会といたしましては、地方も含めた法制化に賛同する立場であります。

一方、本日は、特に、後段の、地方のこれまでの取組への配慮という観点で、意見、ま

た、要請をさせていただきたいと思っております。

本日の説明趣旨としては、2ページのところですが、素案についての各都道府県の意見集約結果、2点目、それに基づく法制化に対する意見あるいは要請、この2点について御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに法制化素案についての意見の総括についてです。

まず、法律による共通ルールの規定とか素案の方向性については、概ね「支障なし」という評価でした。これは、各都道府県とも保護水準の確保と、データ利活用の促進、その両立に向けて共通ルールの規定、これが必要であるということは理解をしていること。また、地方における先駆的な取組の結果を初めて正面から評価をいただいて、これを一定程度、容認をいただいたことへの評価と考えております。

しかし一方で、具体的な内容が不明なために、現時点で支障の有無を適切に判断することが難しいという意見、心配とか、個別の事項についての様々な意見、懸念が示されています。こうしたことから、個別事項の意見集約結果については、少数ではありますが「支障あり」と回答した都道府県からの意見にも着目をする必要がありますので、こうした意見を中心に整理をしています。

まず、1番目の「適用範囲」につきましては、総論として具体的内容が不明であるため、判断が難しい。特に、病院、大学等については、業務の切り分けが困難であることなどから「支障あり」とか「県の機関と同様とすべき」という意見がありました。

2番目、「定義の一元化」のうち「個人情報」の定義につきましては、従来の保護レベルが低下しないように配慮すること。また、「死者に関する情報」では、法律で個人情報の対象とすることも含めて共通ルールを求める意見がありましたし、また、「要配慮個人情報」の定義につきましては、これはほとんどが「支障なし」ということでありましたが、一部、地方独自の規定も含めて、法律で統一するなど、国に定義の統一を求める意見がありました。

3番目、「個人情報の取扱い」につきましては「支障あり」の割合が半数近くありまして、地方におけるこれまでの取扱いとの齟齬や後退が生じないように法律で明記する。あるいは法が地方に合わせるなどの措置、ガイドラインによる明確化、地方の審議会の関与などを求める意見がありました。

4番目、「個人情報ファイル簿の作成・公表」については、事務負担への懸念、事務登録簿との選択制を求める意見、また、個人情報ファイル簿へ移行する場合、サービス水準の低下を懸念する意見もありました。

5番目、「開示、訂正及び利用停止の請求」につきましては、今後の制度設計に当たって、地方によるこれまでの取組との整合や、行政サービスの低下、切下げにつながらないよう配慮を求める意見がありました。

6番目、「非識別加工情報の提供制度」については「支障あり」が7割を占め、多くが地方の負担増を懸念しているものです。法制化の前に、国において実効性を高めるための

体制整備が必要との意見もありました。

7番目、「個人情報保護委員会と地方公共団体の関係」につきましては、個人情報保護委員会の関与について、その内容等を明確にするとともに、地方自治法の趣旨を踏まえ、必要最小限度のものとするよう意見がありました。

8番目、「施行期日等」については、年単位で設けるべきとの意見がある一方で、具体的な法案の内容等が不明であり、必要な期間について判断できないという意見もありました。

9番目、「地方公共団体が条例で定める独自の保護措置」についてですが、特に必要な場合について、地方の先行した取組やきめ細かなサービス水準は認めることと、ガイドラインの実効性への疑問、個人情報保護委員会の関与は慎重な検討が必要との意見がありました。

最後に、10番目、「審議会等の在り方」につきましては、審議会の現状の運営方法に支障なし、ガイドラインで判断できない事項への審議会の関与を求める意見がある一方、意見聴取先を個人情報保護委員会に統一するという考えもあるとの意見もありました。

以上、各都道府県から様々な意見、懸念について上がってきたものを御説明いたしましたが、全国知事会といたしましては、こうした声も踏まえまして、地方公共団体の個人情報保護制度の法制化に対し、これから申します7点について要請をさせていただきます。

①、素案の方向性については、現時点、具体的な内容が不明であることから、法案提出までにお示しをいただきたいこと。特に個人情報の定義については、従来の保護レベルが低下しないよう配慮いただくとともに、要配慮個人情報や死者に関する情報などの取扱いについても、地方におけるこれまでの取扱いに配慮の上、検討をいただきたいこと。

②、その上で、制度が適切に運用できるよう、法施行までにガイドラインで整理をしていただきたいこと。

③、地方独自の保護措置については、法律で明確に規定されるとともに、地方が法律の規定以上に先行的に取り組んできた事項は、これを認めるように十分に配慮をいただきたいこと。

併せまして、個人情報保護委員会による関与については、許可制とするなどの意見もありますが、地方自治の観点からは過大な措置と言わざるを得ず、慎重に検討されたいこと。

④、併せて、法施行後も地方独自の保護措置を講ずる必要があることについて、共通意識を持っていただいて、その実施に支障がないように十分に御配慮いただきたいこと。

⑤、開示等の請求は、地方における個人情報保護行政の中核でありますので、法律で規定する際には、条例で実現してきた規律や運用、これを十分に踏まえて制度設計をしていただきたいこと。

⑥、非識別加工情報の提供制度の導入については、地方の負担増に対する懸念が多いため、国において十分な人的、財政的措置を検討いただくとともに、実効性を高めるための体制整備についても検討されたいこと。

⑦、最後に、法律の施行期日については、条例改正や、その他必要な作業への対応を考慮し、会計年度任用職員制度の導入時等と同様に十分な準備期間を設けていただくとともに、国においては、こうした作業に対し丁寧な助言や支援をお願いしたいということでございます。

以上、駆け足で申し訳ございませんが御説明をさせていただきました。地方の個人情報保護制度の法制化につきましては、この検討会において年内に最終報告案が示されると伺っております。繰り返しになりますけれども、デジタル社会の推進のためには、個人情報の一定水準の保護を確保しながら適切に利活用を進めていくことが必要であって、全国知事会といたしましても法制化に協力する立場にあります。一方で各都道府県から様々な意見、懸念が示されていることを踏まえて、先ほどお示しをしました7項目について、十分に御配慮いただき検討を進めていただきたいと思います。

最後に、特に、地方公共団体が条例で定める独自の保護措置につきましては、個人情報保護制度における地方自治の生命線であると考えていますので、重ねてお願いをさせていただきます。

地方公共団体におきましては、法律とか国からの通知等に基づいた事務をしますけれども、そのみを執行しているわけではなくて、地域に課題が生じましたら、国が取り上げるのを待つことなく対処することが求められます。社会が変化をする、それに伴って新しい課題が生まれてくる、人々の意識も変わっていく、そうしたことに真っ先に直面し、対応を求められるのが地方公共団体であります。

そうしたことを行う中で、地方公共団体におきましては、住民に関わる施策、特に対人、対住民行政が多いことから、必然的に多くの個人情報を収集、保有することになりますが、この個人情報が国の法律によって保護されないのであれば、地方が独自に保護措置を講ずるということが必要になってまいります。

これが、言わば、地方独自の保護措置の本質であって、これが認められないとなりますと、地方は独自の施策を実施できないということになりますし、それは、地方公共団体のそもそもの存立理由、地方自治の根幹に関わる大変重大な問題だとなってまいりますので、重ねてになりますけれども、この点を十分に御配慮いただきますようお願いいたします。私の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○高橋座長 村岡知事、貴重な御意見、どうもありがとうございました。

続きまして、全国市長会の行政委員会の委員長であらせられます、辻市長より御発言を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○辻市長 皆さん、こんにちは。

全国市長会行政委員会委員長を務めております和泉市長の辻でございます。平素より都市自治体の行財政運営について御理解と御協力を賜りまして、感謝申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

前回、この検討会においては、地方公共団体の個人情報保護制度の検討を進めるに当た

っては、地方の意見をよく聞いていただきたいと申しあげましたところ、今回、法制化の素案に対し意見を述べる場をいただきましたことに、まずは感謝を申しあげます。

我々都市自治体は、各市区がそれぞれに個人情報保護条例を設け、これに基づき住民の目線に立って実務を積み重ねてきたところでございます。今回の地方公共団体における個人情報保護の法制化に向けた検討は、こうした状況を大きく転換させ、全国共通のプラットフォームを構築して、国と地方自治体がトータルで個人情報の保護、利活用を進めようとするものと理解しております。

11月11日に開催された全国市長会の行政委員会では、総務省から地方公共団体の個人情報保護制度の検討の状況について説明を聴取し、意見交換を行ってまいりました。出席委員市区長からは、法制化の方向性についてはおおむね賛同する旨の意見が出されたところではありますが、今回、改めて法制化の素案について、全国市長会の役員市に対し意見照会を行ってまいりましたので、それらも踏まえながら発言させていただきます。

まず、各都市自治体では、これまで確保してきた個人情報の保護水準を新たな仕組みの下で保てるかどうかに関心を持っております。例えば、根拠法令が条例から法律に変わることで、個人情報保護の運用はどう変わるのか、個人情報の保護水準はどうなるのかという点でございます。

何点か申し上げますと、個人情報の定義については、各自治体の情報公開条例や公文書管理条例を考慮すべきといった意見や、厳格な保護措置を講じるため、容易照合性ではなく照合性に統一すべきではないかといった意見がございました。特に死者に関する情報については、取扱いを法制化し、全国で統一的な運用ができるようにすべきとの意見が多くありました。また、国が定めるガイドライン等について、基準や考え方をしっかりと示すべきで、運用が異なることがないようにすべきという意見もありました。

次に、これまでは個人情報保護に関する検討の客観性を確保し、説明責任を果たすため、地域の有識者等で構成される審議会等に意見を求める運用を広く行ってきましたが、新たな法律の下ではどうなるのかといった点も意見が寄せられております。

審議会の意見聴取手続は、市民の不安の声に応えるものであることから、後退するようなことがあってはならないとする意見や、設置の在り方について、都道府県、共同組織等において対応を行うことを検討してはどうかという意見もありました。制度化に際しまして、また、施行までの間にも、これら地方公共団体の声をよく聞いていただき、丁寧で分かりやすい説明をしていただきますようお願いいたします。

次に非識別加工情報については、当面の間は、都道府県と指定都市に限られるとありますが、民間事業者の提案審査や非識別加工の方法や程度については、指定都市も含め不安視する団体が多くあります。また、非識別加工情報に係る提案募集について、行政コストや事務負担の増加を懸念する意見が複数あり、指定都市レベルであっても、非識別加工情報に係る需要はほとんど見込めない中で、定期的に提案募集を行わなければならないとすれば、組織改正を含めた対応が必要となり、過大な負担となるという意見がありました。

これらが背景となっていると思われませんが、国において非識別加工の作成組織の設置を求めるといった意見や、地方公共団体からの支援の求めに応じるだけではなく、地方公共団体への積極的な人的、技術的及び財政的支援を求める意見もありました。市町村でも十分対応できるような知見の蓄積や環境整備が整えられるよう、適用方法等について検討すべきではないかと考えます。

また、個人情報ファイル簿の作成・公表については、事務負担軽減等の観点から、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿等を選択制とすべきといった意見や、個人情報取扱事務登録簿で代用が可能な場合は、個人情報ファイル簿について新規作成を不要とすべきといった意見がありました。

次に開示、訂正及び利用停止の請求について、現在、条例で認められている任意代理人の請求について、一定要件の下で認めるべきといった意見が多くありました。また、情報公開制度との整合に配慮し、開示請求等の手続や要件については、条例で定められるようにすべきといった意見も多くありました。これらとは別の観点で、請求権の濫用を防ぐための対策規定を盛り込むべきといった意見もありました。

そのほか、地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について、個人情報保護委員会への届出は不要とし、必要に応じて個人情報保護委員会に助言を求めるべきとすべきといった意見や、地方自治法による関与の基本原則に照らして、個人情報保護委員会の関与の在り方については慎重に検討すべきといった意見がありました。

以上、各市区の意見を申し述べましたが、条例から法律へという大きな制度変更に、現場の自治体も多くの不安を感じていることが推察されます。国の個人情報保護委員会や総務省には市町村の実情に寄り添った支援をお願いいたします。

最後に、今回の制度改正をまとめるまでには、様々な調整が必要な事項がありますが、取りまとめられた以降においては、条例や規則の改正をはじめ地方公共団体での多くの対応が必要となり、十分な準備期間が必要となります。例えば、会計年度任用職員制度に関しては、3年の準備期間が設けられましたが、それでもタイトな日程でありました。こうした例を参考に、十分な準備期間を確保するよう改めてお願いいたします。

ほかにもいろいろと意見が出ましたが、法制化に当たっては、引き続き地方の意見をよく聞いていただくことを要望いたしまして、全国市長会の意見とさせていただきます。

以上です。

○高橋座長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、続きまして、全国町村会の行政委員会の委員長であらせられます坂口町長より御発言を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○坂口町長 それでは、全国町村会の行政委員長を務めております、徳島県那賀町長の坂口でございます。

第7回の検討会に引き続き、今回も意見聴取の場にお招きいただき、ありがとうございます。

皆様におかれましては、地方公共団体の個人情報保護制度に関して、鋭意検討されていることに対し、お礼を申し上げます。そして、今般の法制化の方向性については賛同をいたします。その上で町村の立場から配慮していただきたい点について、3点ほど意見を述べさせていただきます。

前回申し上げましたとおり、町村は職員数が少なく、財政状況が厳しい団体も多く、それだけに日々、住民に向きあう優先度の高い業務の処理に忙殺されております。今後の制度化や運用に当たっては、町村の実態に即した対応をお願いいたします。

まず1点目は、人口が少なく、お互いに顔見知りで、人間関係が密接な私たち町村では、個人情報の取扱いに大変な注意を要しているということでもあります。その上で、それぞれの地域特性により、いわゆる「センシティブ情報」といった面で、従来から要配慮個人情報の規定を設け、保護をしてきた町村もございますので、今後も適切に対応できる制度設計をお願いいたします。

2点目は、新制度の施行によって、団体の規模を問わず同じように条例などの改正作業が生じるということです。そのため、十分な準備期間を設けていただき、必要な情報提供を早期に行っていただきたいと思っております。また、その際は、国による丁寧な助言や支援をお願いいたします。

3点目は、町村による非識別加工情報の提供についてであります。

非識別加工情報の作成、提供については、事務的負担や技術的困難が大きく、町村長に対する意見照会でも、町村が保有する個人情報に対して、企業からの利活用のニーズはほぼありませんでした。そのような中で、小規模自治体まで全国一律にデータ利活用の体制を整える必要はあるのかと甚だ疑問に思う点もございます。

町村は限られた人員で多くの業務を抱え、個人情報保護を含め専任の職員がいないことが一般的であります。町村行政において、町民に関する本来業務に支障が生じたり、圧迫しかねない制度設計には反対いたします。

私たち町村を含め、非識別加工の制度適用について、経過措置を認めていただいたことは一定の評価をいたしますが、今後の適用範囲の拡大については、極めて慎重に対応していただくよう求めます。

以上ですが、最後に新制度の導入に当たりましては、個人情報保護委員会や関係省庁において、ガイドラインや通知とともに、担当窓口を設けるなど、きめ細かく丁寧な御支援を重ねてお願いをいたしまして、全国町村会としての意見とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○高橋座長 どうも貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、ただいまの皆様のお発言につきまして、委員の皆様からの御質問や御意見を頂戴したいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、チャットで御発言の意思をお願いしたいと思います。それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

比較的細かい話ですので、後のほうがいいのですが、ほかの方々が手を挙げられなかったので、先に言わせていただきます。

まず、最初の総務省側のほうからいただいた資料に関するコメントでございますけれども、資料1の3ページ目のところで「地方公共団体の条例による独自の保護措置を必要最小限に留めるための手法」に関してですが、地方公共団体で独自の条例をつくるというのは、現状を考えるとすれば致し方がないですけれども、実運用を考えますと、規定の一元化ということに加えて、法執行の一元化を目指さなければいけないのだろうと考えております。

その観点で言いますと、ガイドラインの整備によって法執行が一元化される部分も多々あると思うのですが、実際に、地方公共団体が個人情報保護を行っていく上で、ほかの地方公共団体、また、国との違いが生じないように丁寧に、恐らく、個人情報委員会が指導されるのだと思うのですが、そこを監視と言ったら変なのですが、地方公共団体の法執行を把握して、助言なり手助けをしていただくように御配慮いただければと思っております。

それから、今、三団体のほうから御説明をいただいたところですが、私としては立場上、非識別加工、いわゆる匿名加工情報について、2点、意見を述べさせていただきます。

まず、1点目ですが、非識別加工情報ないし匿名加工情報を地方公共団体に導入するときに、行政機関と同様に年1回の提案ベースというのは、それがいいのかどうかというのは疑問であるということは何度か申し上げました。行政機関の年1回の提案というのは、ミニマムの水準として、それよりも実質的に頻度が高い場合には、積極的に許容するような制度設計が必要なはずですが、

それから、匿名加工情報に関して、もう一点だけ補足をさせていただきます。

山口県の村岡知事と和泉市の辻市長から御指摘があったように、匿名加工情報について不安を感じるというのはそのとおりだろうと思っております。しかしながら、お二方のご意見にあった国が匿名加工情報の作成を代行するような形は、適切とは言えないと考えております。その理由ですが、匿名加工情報への加工というのは、統計データの作成やデータの利活用、データの分析と重なるところが多いです。今後、地方公共団体においても、統計データのより積極的な作成、利用や、いわゆるデータサイエンスと言われているような高度なデータ利用が求められていくことを考えると、むしろ地方公共団体内部で、データを扱える人材を育成・配置することが求められ、逆に国に代行を頼むのは適切といえないと考えております。

ただ、これを言うと、そういう人材育成は簡単ではないと言われてしまうと想像しますが、例えば、いわゆる行政統計に関しては、総務省の統計研究研修所が、行政機関だけではなくて地方公共団体の統計担当者への研修を行っています。実際、私もその統計研修所

の教材作成委員会の座長とか講師をしているのですけれども、そうした匿名加工情報に限らず、データサイエンスのデータ分析できる人材の育成という観点で、地方公共団体側に人材を育成していただいて、その中で匿名加工情報への加工ができる人材を育てるのが、やや遠回りかもしれませんが、適切であり、今後の地方公共団体に求められる方法のほうです。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、石井委員、よろしく願いいたします。

○石井委員 石井です。

取りまとめ案を作成いただき、ありがとうございました。全体的には、これまで議論になったところを反映していただいていると思いますので、お示しいただいた方向性に賛成したいと考えております。

その上で幾つか、まだ整理が必要なところもあるのではないかと考えておまして、細かい点も含めて、念のためコメントをさせていただければと思っております。

第1は、実施機関の定義をどうするかという点があるかと思っております。個人情報の定義はもちろん重要ですが、実施機関の定義に関しましても、地方公共団体の条例の中には、例えば実施機関に議会が入っている条例があると認識しております。国で法律を一本化するときには、実施機関の定義をどのように定めるか、御配慮いただく必要があるかと思われました。

第2が、個人情報の取扱いの中の目的外利用、提供の関係です。

地方公共団体の条例では、目的外利用と目的外提供を当該実施機関単位で分けている条例がありますので、行政機関個人情報保護法の立てつけに合わせたときに考え方もお示しいただければと思われました。

あわせて、国の行政機関、地方公共団体から個人データが国外に移転する場合の規律についての整理です。

個人情報保護法第24条の規定に類する規定を設けるという考え方もありますが、行政機関個人情報保護法に基づく特別な理由がある場合のデータ移転との関係で、新法と現行法の規律とのレベル感の調整が必要になるのではないかと考えております。

特別な利用に関しましては、例えば、犯罪捜査のために、国際機関や外国政府にデータを提供するような場合には特別な理由があるというように解釈をされているようですが、こうした解釈が新しい規律になったときにどのようになるのかということについて、解釈上の整理が求められるかと思っております。

また、地方公共団体には限りませんが、公的部門からの国外へのデータ移転が問題になる領域に関しては、医療、租税、政策分野など、様々あるかと思っておりますので、関係省庁などとも十分協議して連携していただく必要があるかと思われました。

第3は、審議会の役割についてです。

全国知事会の村岡知事から御提示いただいた資料の14ページあたりだと思いますが、ガイドラインで判断できないものに審議会の関与を求めるかどうかといった御意見が出ているというように伺いました。これに関しましては、審議会で審議をしたとしても解釈の統一化が図られるわけではありませんので、個人情報保護委員会に統一していただく必要があるだろうと思います。

第4は民間規制を設けている地方公共団体が、その規律を残すことができるかということについても独自の保護措置との関係での整理が必要になってくると思います。

第5は外部委託についてです。

地方公共団体の条例の中には再委託の制限を設けているところがありますので、明文規定でそうした制限を国の法律で設けるべきかどうかとも検討する必要があると思います。

特に、指定管理者については、受託者として扱うのか、執行機関レベルとして扱うのか、体制が整わないところも結構あるように思いますので、指定管理者の実態を丁寧に見ていただければと思います。

第6は、個人情報保護委員会が審査会の判断に勧告権限を行使できるようにした場合に、審査会の判断の客観性に影響を与えないようにするというのと、インカメラ手続を阻害しないように制度上の手当をしていただく必要があると考えております。

第7は匿名加工情報です。私は地方公共団体に規律を及ぼす前に、まずは国の事例を蓄積していただくことが優先されるべきではないかと考えております。都道府県レベルであっても指定都市レベルであっても、行個法と同一の提案募集制度を入れることについて、支障がないと答えている団体は必ずしも多くないと思いますので、各団体の負担を考えると、地方公共団体に規律を及ぼすことについては慎重に考えていただくほうが望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、根本委員、お願いします。

○根本委員 ありがとうございます。

これまで申し上げてきた意見と重なる部分が多いわけですが、まず、全国的な共通ルールを法律で規定していくという方向性については、ぜひ実現をしていただきたいと考えているところでございます。

ただ、法律におきまして具体的かつ厳格な要件を定めませんと、規律統一の実効性が確保されないということになりまして、これまでと状況が変わらないということになりかねません。ガイドラインという言葉が出ていますけれども、法律と別に要件を記載するものになってしまいますと大変でございます。あくまで法律に記載された要件を、より詳細に説明することを目的としてガイドラインが作成されるべきであろうと考えてございます。

資料1の3ページ「(2)ガイドライン等に従った運用」という欄の2つ目において、ガイドラインを出す主体が「各省庁」ということになっていて、これはこれまでの議論と

ちょっと違うのではないかという気がいたしました。ぜひ、これまでの議論に立ち戻っていただきたいと考えているところでございます。個人情報委がすべてのガイドラインを出すべきと言っているわけではございませんけれども、「各省庁が」ということだけを書くというのは、少し違うのではないかと考えてございます。

それから、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を認めることについて、当然、「法律」の範囲内であれば認められるということになるわけでございますけれども、あくまでも「個人情報保護法」が示すところの厳格な要件に合わせて保護措置が講じられるべきであろうと思います。

加えまして、これまでも申し上げてまいりましたけれども、地方公共団体におかれまして、独自の保護措置を講じる場合には、その必要性、妥当性を個別に立証をしていただきたいと考えているところでございます。

それから、資料2の8ページにありますけれども、「独自の保護措置」の関係で、個人情報や要配慮個人情報という言葉の定義そのものを条例が左右していくということになりますと、制度そのものが揺らぐこととなります。こういう分野について独自の保護措置が必要であるという御主張は十分に理解をいたしますが、それは個人情報保護法制とは別のカテゴリーにおいて手当をぜひしていただきたいと、これまで繰り返し申し上げてきたことを改めて申し上げたいと思っております。すなわち、死者に関する情報等を条例で個人情報に追加することは不可能だということを明らかにすべきだろうと考えているところでございます。

さらに、個人情報保護委員会の監督権限の問題があるかと思えます。地方公共団体に対する権限が、情報の提供、助言等々ということで書かれておりますけれども、個人情報委が民間事業者あるいは規律移行法人に対して有する監督権限、こういったものと同様の権限をしっかりと持つべきだと考えてございます。これは法の執行において必要なことだろうと考えます。経過的にそれが難しいということでございますれば、最低限、国の行政機関に対して個人情報委が持つ監督権限と同等のものを持たせるべきだろうと考えてございます。

それから、執行施行期日の問題がございまして。こちらについては具体的な年数を区切った形でないと実効性が担保できないと考えてございます。例えば3年以内など、法の施行期日を明確に定めることが必要だろうと考えているところでございます。

とりあえず、以上でございまして。

○高橋座長 どうも、ありがとうございました。

それでは、増田委員、長田委員まででまず一区切りということでお願いします。

それでは、増田委員、お願いします。

○増田委員

増田でございます。ありがとうございます。

このたびの取りまとめにつきましては、地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化の目的を果たすと同時に、地方公共団体の実情に配慮した取りまとめであると思えます。

ので、賛成いたします。その上で、住民と接する立場から意見を述べさせていただきます。

まず、個人情報の取扱いの中で、要配慮個人情報の保有制限についてですけれども、条例と行個法の考え方がおおむね同様であるとされていますけれども、要配慮個人情報の保有制限を撤廃するという表現になっていますと、地方公共団体の現場では、住民への説明の場面などで混乱が予想されるのではないかと思います。そのためのサポートは必須だと思います。

匿名加工情報の提供制度の導入につきましては、国の行政機関等においても事例の蓄積が乏しいとか、地方公共団体において匿名加工情報に関する十分な知見を持った人材がない、匿名加工情報の作成のケースがないなどの問題があると指摘されています。また、当分の間の適用とされている都道府県や指定都市には、それでも格差がございます。人材育成、技術支援が具体的に示されないと、地方公共団体に不安がなくなるのではないかと思いますので、これについても十分なサポートが必要であって、住民はそれがなければ情報漏えいのリスクにさらされると思うのです。

最後に、条例で定めるという独自の保護措置についてですが、要配慮個人情報として、現在条例で独自に定めることが既に想定されている情報というのが幾つかあると思いますが、これについては具体的に考え方を示した上で、追加の手続を容易にするなどの工夫がなされればいいのではないかと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

私のミスで、森先生が先に御発言を求められておられました。ただし、長くなると議論が錯綜しますので、すみません、森先生、長田先生は後で御発言いただくことにさせていただきます。よって、ここで一回切って、必要な御回答、コメントがあれば事務局からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小川自治行政局行政課長 総務省でございます。

御指摘をいただきまして、ありがとうございます。全てにお答えし切れませんが、主に当方としてお答えすべきものを幾つかこの機会にお答えしたいと思います。

佐藤先生から、匿名加工情報を作成するには、自治体の対応力あるいはその他の人材育成が大事だという御指摘はもっともでございます。そうした中で、統計研究研修所の活用ということは、今まで私どもあまり意識をしておりませんでした。同じ総務省の中ですし、よくよく考えれば総務省は自治大学校とか市町村アカデミーという自治体職員向けの研修施設も持っておりますので、こうしたところのカリキュラムを利用するのも重要なことだと思います。貴重な御示唆をいただきましたので、対応させていただきたいと考えております。

なお、増田先生からも人材の話がありましたので、同様の答えとさせていただきたいと思います。

それから、石井委員から実施機関の定義、議会をどうするかといった点がございました。

それから、あわせて、外部委託と指定管理者をどのように扱うかですが、これは私どもも頭を悩ませていたところでありますけれども、今回の法律では必要最小限、ミニマムな部分を義務づけるということにしたいと考えております。その意味では、議会については、現在のところは直接の対象とはしない、あるいは指定管理者についても全面的には入れはしないと考えているところがございます。法律というものが持つ義務づけの性格から、ミニマムにしておくと考えるのが、差し当たりよいのではないかと考えるものでございます。

それから、根本委員から、ガイドラインを出す主体、これは大変失礼しました。ややミスリーディングでございまして、実質的には、この法律そのものに運用について、ガイドラインは個人情報保護委員会が出すということでございます。その上で、個人情報は各行政分野、各省行政に付随して発生するものがございます。典型的には災害時における情報をどうするか、これは内閣府防災担当の関心が高いところがございますので、そうした特定の部局からもガイドラインが出されることが予想される、あるいはそうしたものについて、むしろガイドラインを出すことで統一を図ることが望ましいだろうという趣旨でありますので、資料を修正させていただきたいと考えております。

同じく、根本委員で、定義そのものを条例で変更できるのはおかしいというのは、私どもも同じ考えてございます。定義の中で、何がその定義に当てはまるか、ここに盛り込む、ここに追加して放り込むということはある程度と考えるかもしれませんが、定義そのものは、条例では改変できないということでございます。

この点につきましても、死者に関する情報は様々御意見があるところでございますが、先ほど申し上げましたミニマムのものをつけるという考え方から、個人情報の定義には含めない考え方でございます。しかしながら、その情報に価値がないという意味ではありませんで、言わば、個人情報保護に隣接するものとして、地方公共団体の死者に関する情報保護というものを行っていくことは可能、あるいは、もしくは望ましいというメッセージを出したいと考えております。

それから、施行期日についてお話がありました。これは私どもも十分な期間は必要だと認識しておりますが、一方において、明確な期間がなければ、権利義務関係に係るものでございますので、ここは日を定めたいと考えております。

最後、増田委員から、要配慮個人情報の保有制限規定が直接には撤廃される、ここについての説明の仕方をよく自治体に対してサポートをとということでございます。問題意識は私どもも共有してございます。

繰り返し御説明をしましており、一旦、禁止した上で解除するとか、それとも、取得できる要配慮個人情報を特定するか、ネガとポジの関係であって、客観的には同一のことを指し示していることを説明するわけですが、増田委員御指摘のとおり、受ける印象、従来の禁止規定が廃止されるというインパクトの大きさというのは十分承知してしております。こうした点について各地方公共団体が窮地に陥ることがないように、私どもとしても十分サポート差し上げたいと考えてございます。

その他、制度立案に関して重要な御指摘もいただきました。この場でお答えできないものもありますが、持ち帰って検討し、反映をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、さらに森委員、長田委員、生貝委員の順番で御発言を頂戴したいと思います。さらに追加があれば、また、その後をお願いしたいと思います。

それでは、森委員、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。

これまでの御説明もありがとうございました。

継続検討していただいたことについても、よく分かりましたし、また、地方公共団体の御事情についても大変よく分かりました。

3点申し上げようと思いますけれども、3点の前に、やはり今回、地方公共団体の御意見を伺っていて思いましたのは、特に独自性といいますか、独自措置に関するところなのですけれども、これが個々の自治体における事情の違いをおっしゃっているわけではないのだなということを感じました。それはどういうことかと言いますと、基本的には、自治体のある種の先行性によるものであって、統一ルールでもいいけれども、行政サービスのレベルを下げたくないんだと。だから、今やっていることを維持したいという御主張であったのかなと。したがって、正しくそろえること、地方の行政サービスの低下を招かないような統一については御異論がないのではないかと私はうかがいました。

その観点から3点申し上げたいと思いますけれども、1つは、資料1で御説明いただきました統一ルールについての話で、3ページ目、独自の保護措置、必要最小限にとどめるための手法ということで丁寧にお書きいただきまして、納得いたしました。ただ、この是正要求等の国の関与というところ「国は、違法・著しく適正を欠く場合に、是正の要求等の国の関与を行うことができる」ということなのですけれども、やはり統一性みたいなことと、この「違法・著しく適正を」ということが合っているのかと。どちらかという、ここで問題になるのは、統一することによる、共通ルール化による様々なベネフィットを阻害しないようにしましょうということですから、そこに来たものについて、独自措置の提案について、なかなか「違法」とか「著しく適正を欠く」とかは言いにくいのではないかと思います。もう少しここは低いレベルで対応できるようにしておかないといけないのではないかと。

例えば、オンライン結合制限の提案が来たときに、それを「違法」とか「著しく適正を欠く」と言えるか、ちょっと分からないなと思います。もう少し広く是正要求ができるようにしていただいてもいいのではないかと。もう少し表現のトーンを落としていただいてもいいのではないかと。今だと、本当に例外的な極限的な場合ができるかのような印象を受けますので、もう少し広く関与できるようにお書きいただいたほうがいいのではないかと。これが1点目です。

もう一点は、匿名加工情報で、これは前回も申し上げました。今回は黙ってようかと思っただけですけれども、やはり、資料4の全国知事会さんのところの御意見を拝見しますと、10ページなのですけれども、ここだけが「支障あり」が過半数を大きく上回っているということです。中にはこの4点目ですけれども「都道府県においても、提案募集実施の判断は任意とすべき」というのがあります、これは前回私が申し上げたことと同じですけれども、やはりここは同じことをもう一度申し上げておこうかと思えます。

というのも、先ほど来、レベルが下がらないというお話をしておりますけれども、もちろん地方公共団体で御懸念のサービスのレベルを下げたくないということですが、我々としては、それは仮に行政機関法と同じになったとしても、行政機関法のレベルでは担保されているわけですので、ある意味安心ですけれども、ただ、この非識別加工情報のことになりまして、国はつくる準備ができていいわけですが、準備ができていないのにやってしまうと、これは住民の権利利益の侵害につながるおそれがありますので、やはり準備ができたところから慎重にやっていただくことがいいのではないかと思います。国からの支援はもちろん必要だと思いますし、佐藤先生のおっしゃる、自治体の中で人材育成等の取組も重要だと思うのですけれども、ここは準備ができたところからというのを原則にさせていただくのがいいのではないかと思います。2点目でございます。

3点目なのですけれども、これは今申し上げたものではあるのですが、結局、先行性に基づく御懸念であるということです。多分、表現として分かりやすいのは、資料4の15ページの③のところを拝見しますと「これまで地方が法律の規定以上に先行的に取り組んできた事項を認めるよう十分に配慮すること」とあります。これはそれぞれの事情の違い、個性を大切にしろということではなく、やはり、もともとレベルが高かったところを下げるのはちょっとどうなのですかという御指摘であって、これはまったくごもつともだと思いますので、統ルールを法律で制定するとき、その申し送りとして、そういったこれまでの先行していた部分について、むしろ統ルールの方をアップグレードすることを不断に見直すということを入れていただくのがいいと思います。適宜附則に書いていただくとかです。

場合によっては、先ほどの独自の保護措置の提案状況を見てということもあろうかと思えますし、またその見直しの方向性として、ある種の選択制みたいなことにするということがかもしれませんけれども、そういった形で統一性を保った状態でラインを全体として上げていく、地方の行政サービスが低下するようにしないということができないのではないかと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、長田委員、お願いいたします。

○長田委員 長田でございます。

今回、提案いただいた素案については、今、森委員からも御発言がありました匿名加工

情報のところは、やはり無理をしないで、準備をきちんとしたところからという御意見に賛成ですけれども、それ以外のところについては賛成をしたいと思っています。

それで、知事会さんの資料を拝見して、ちょっと教えていただきたいと思ったのですが、定義の一元化の大きな課題になっている死者のところなのですけれども「支障がある」というところは23%ということですが、それぞれの御意見の中には、国で統一した扱いが必要、やはり、個人情報の定義の中が、それぞれ自治体によって変わるというのは非常に問題があると思いますので、統一することは必要だと思っていますけれども、死者に関する情報という部分に関しては、どういう支障があるのかなというのは、きちんと御説明をいただいたほうがいいのかなと思っています。何のために死者の個人のデータを保護するのか、その法目的は、どういうことを考えているから、これを入れるべきとお考えなのかというのを教えていただきたいと思っています。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

こちらはまとめて後でお答えいただきたいと思っています。

それでは、生貝委員、お願いします。

○生貝委員 どうもありがとうございます。

私のほうも、今回、お示しいただいた方向について、全体として賛同させていただくものでございます。

その上で、既に別の先生方からも出てきたところとほとんど重なるのでございますけれども、3点だけコメントを申し述べさせていただきます。

まず1点目といたしまして、資料1の3枚目のスライドでございます。必要最小限にとどめるための手法ということで、事前確認、そして（4）で届出及び公表といったようなことを含めていただくのは非常に望ましいかと思えます。

これはこれまでも出ておりましたとおり、やはり様々な観点からの把握のしやすさ。そして、これは恐らく国が適切に関与していく上での前提でございましょうし、また、これは自治体同士という観点からも、それぞれの取組やある種のプラクティスといったようなものを把握して、まさに全体としてのレベルを上げていくといったような意味でも望ましいところかと思えます。

そして、（5）に関しても、まさに森先生と同じところを私も少し気になっておりましたところで、ここで「著しく」といったような表現までを果たして含めることが望ましいのか、それに応じた関与のグラデーションというものはあるかと思うのですが、ここは後々の運用というところにも深く関わってくるところかと思えますので、よく検討しておく必要があるかと感じたところです。

それから、2点目に関して、これもたびたび御議論に出てきているところですが、非識別加工情報、匿名加工情報のところでございます。このことについては、やはり国の取組の蓄積、そして、国の必要な支援や関与、その中に人材育成が含まれるというこ

とは、まさしくおっしゃるとおりかと思えます。このことというのは、オープンデータを進めていくという観点からも、あるいは佐藤先生がおっしゃっていただいた意味でのデータの活用ができる人材というものを、いかにそれぞれの自治体様の中でこれからもっと豊かにしていくことができるのか、そのことというのは、まさしく個人情報保護法の問題でもあるのだけれど、まさに今、デジタル庁ですとか国全体でのデータを活用したより豊かな国づくりという政策の枠組みとの関わりが非常に大きいと考えられます。そういった観点からも非識別、匿名加工情報だけに必ずしも閉じるわけではない支援といったようなものの在り方というのが非常に重要なのかと感じたところでございます。

それから3点目、これも既に出ております個人情報の定義の中の、死者の情報の取扱いということで、これは非常に重要な問題と存じておりますけれども、こちらは既に根本様たちからも御指摘がございますとおり、ここはやはり個人情報保護法の定義そのものに関わることでありまして、いわゆる上乘せといったようなところを含めて、可能とすることが望ましいのかということとは慎重に考える必要がある論点かと思えます。

まさしく、保護しようとする利益、目的というのが何なのかという観点から、個人情報保護以外の制度の在り方といったようなところとの兼ね合いで考えていくべき論点かと認識しております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

まず、お答えしたいと思いますが、村岡知事に御質問が長田委員より出ましたので、お忙しいところ恐縮でございますが、死者の問題について、御説明、追加のコメントをいただければと思います。お願いします。

○村岡知事 死者に関する情報、これは多くの地方公共団体におきまして、条例で個人情報として現実に位置づけているということがございます。もちろん、死者ということではあるのですけれども、例えば、御遺族の方に対する心情への配慮ということは、実際に我々が住民に接する中では、直接にそこはしっかりとした配慮が必要だということもありますし、亡くなられたからといって、その方の尊厳に関わるようなことが、情報が出てしまっただけではないというところへの配慮も必要だと感じている。そうした直接住民の方、あるいはその御遺族の方々と接する中で、やはりそこについての要請が多いという中で、こうした形での規定を行ってきているということが、我々、直面する中で必要性を踏まえて整理しているということであろうと思います。

法律の中で個人情報かどうかという定義のところに関わる重要なテーマだとは思いますが、現実、我々そうした問題に直面しながら、苦慮しながら今のようなルールをつくっているところはぜひ御配慮いただきたいと思っています。

○高橋座長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、そのような御説明を頂戴しまして、事務局からさらにコメントをいただきたいと思えます。

○小川自治行政局行政課長 続きまして、総務省のほうからお答えを申し上げたいと思います。

森委員から、地方公共団体のこれらの取組、あるいは条例の独自性についての受け止め、解釈の違いについて貴重な御示唆をいただきました。それに触発されて、私ども考えますに、地方自治体の条例、現在で行っているものが先行的あるいは独自であるから統一が必要だという説明よりも、これまで必要があって取り組んだ、それが独自の措置として存在し、あるいは先行的なものとして存在してきたということであろうと思います。

今後、法律ができた後に、その多くは恐らくは共通ルールの中で解消されていくのだと思いますけれども、なお、そこで解消されないものについて、必要があるものについては、独自であるがゆえ、あるいは先行的であるがゆえではなくて、必要であるから、独自にすることの保護の必要性があるから存置が認められる、こうしたように頭の整理をすると分かりやすいのかなと思います。やや論争的ですけども、先行性、独自性をあまりにも強調することは、反対側の理解を妨げるところもあるのかなと思ったりもした次第でございます。

そうした中ではありますけれども、今、死者の情報に関してもそうですが、常に個人情報の範囲とか保護の在り方というのは、動的、ダイナミックなものではあるかなと思います。今の時点の水準が未来永劫妥当するものでもなかろうと。この意味で、この点も森委員から貴重な御指摘がありましたけれども、運用の中で、あるいは事前の蓄積の中で法制化すべきものがあれば、そうしたものは法律の中に包摂していくと。こうした運用の方向性というのは持つべき考え方とする。法律一般そうですけれども、特に個人情報保護においてはそうした考え方は持つべきだろうと。やや地方の範囲を超えた問題ですけども、このように考えておるところでございます。

それから、もう一点、是正の方法の話であります、やや、手前どもの枠組みの話になるのですが、国と地方の関与の在り方についてルール化ということが標榜されまして、前からルール化をされていまして、幾つかの段階、階段が刻まれています。その一番きつい階段のところにあるのが、この是正の要求等であるわけです。

ここで考えているものにつきましては、保護に欠けるといったものの違法性、これは当然でありますけれども、今日的に言えば効率性とかネットワーク効果を阻害するといったもの、機密を阻害しているといったものも恐らく入り得るのだろうと考えております。

この嚆矢といたしましては、住基ネットに不参加の団体、住基ネットは全ての団体が加入して初めてその完全性が確保されるのでありまして、1つでも抜けることには支障があったわけですけども、こうしたものに対して、この規定を発動したこともございます。そういう意味で、そういった適用範囲は広いだろうと。

それから、やや比較的緩い語感を与える勧告という言い方ですけども、その個々の内容はかなり激しいものがありまして、恐らく、世の中にある国・地方関係の争い事の多くは、技術的助言といったもので解消されている、こういう前提の下で、あえてこの権限を

発動するという重みを、私どもとしては強調したいと考えてございます。

ただ、語感から受ける感じ、あるいはこの書き方があまりに制限的であるということは、貴重なものとして頂戴しましたので、今後の説明の仕方に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、御欠席でございますが、宍戸委員から書面でコメントをいただいております。事務局から読み上げていただきますので、その上で何か追加で御発言があればまた受けたいと思います。

では、事務局、宍戸委員のコメントを読み上げていただければと思います。

○内閣官房IT総合戦略 事務局です。

以下、読み上げます。

素案の内容に賛同します。その上で3点コメントいたします。

第1に、個人情報保護条例の共通化の方向性については、地方の現場からの不安もあるかと思えます。しかし、今回の法制化は、国と地方が一体となって個人情報保護法制を構築し、共通部分の解釈や運用、制度のメンテナンスには国が責任を持つことを明確化するものです。

それにより、情報化社会の進展にもかかわらず、個人情報保護を単独で運用してきた負担から、地方行政の現場が解放され、これまで以上にデータ利活用に取り組む一方で、住民の権利利益の一層の保護を図ることができると考えています。

第2に、規律の共通化が、データ利活用と住民の権利利益の保護を高めるためには、ガイドラインの策定や運用に、地方の意見や疑問が十分に、また、継続的に反映される必要があると考えています。

また、地方分権の趣旨から、独自の保護措置を認める一方で、それを必要最小限度にとどめる重層的な手法と組み合わせることに加え、例えば、企業や地方公共団体が国の機関に気軽に相談できるようにすること等により、企業と公共団体のデータ連携等についても、今まで以上に迅速かつ適正に進めることができると思われます。

このような観点からは、第3に、現在の個人情報保護法5条の定める地方公共団体の責務についても、国の指針等を尊重しつつ、個人情報保護法制の運用に取り組む方向性を盛り込むとともに、国による地方公共団体の支援に関する8条、国と地方公共団体の役割分担に関する10条は、国のより積極的な連携・協力の責務を明示することが望ましいのではないかと考えますので、御検討いただければ幸いです。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

追加で何か御発言があれば頂戴したいと思います。

それでは、石井委員、追加で御発言を頂戴したいと思います。

○石井委員 ありがとうございます。

先ほど私のコメントに御回答いただいた内容との関係で、一点お聞きしたいことがあります。

今回の改正では、国の法律で全国的な共通ルールを規定するという事になったわけですが、共通ルールの意味合いが、ミニマムスタンダードを定めるという趣旨のものなのかどうかです。共通ルールをつくった上で独自の保護措置は必要最小限にとどめるということになっていますので、必ずしもミニマムスタンダードというわけではないだろうと理解していたのですが、先ほどの御回答を伺っていますと、対象は制限的に考えるというような御回答があったところでは、共通ルールの位置づけというのは、最低限のものを定めるというわけではないという理解でいいのか、できるだけ制限的に設けるという趣旨の下の制度設計になっているのかということについて、念のため確認させていただければと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それ以外に何か追加で御発言はございますでしょうか。もしございましたら、この際です。

よろしいでしょうか。

それでは、宍戸委員のコメントも含め、さらに、今の石井委員の御発言を含めて、もう一回、事務局からコメントをいただければと思います。

○小川自治行政局行政課長 事務局、総務省でございます。

まず、石井委員の御指摘については、私の先ほどの発言を訂正させていただきたいと思います。

内容において、ミニマムというわけではなくて、これは、その意味では、各団体が出すべきスタンダードを定めるものであります。したがって、そこから上乘せするにしても削るにしても、特段の理由がなければそういうことはできないということであります。

先ほど、ミニマムと言いかけたのは、地方との関係において義務づけを抑制的にすべきということ、したがって、全ての団体において義務づけることが必要なものについて、この法律という形で定めると、こういった考え方を御説明として申し上げた次第でございます。この点については訂正をさせていただきたいと思っております。

あわせて、宍戸委員のコメントは、今日は記録に残す意味でお答えをしたいと思っておりますが、御指摘いただいたところについては十分配慮させていただきたいと思っております。

特に第3のところでございますが、地方公共団体、国の役割を明確に書くことによって、結果としてそのガイドラインの位置づけとか役割というようなことを浮かび上がらせる、こうした視点は、私どもは持ち合わせていなかったところでございますので、それについては法制上反映させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

これ以上の御発言はないようでございますが、最後に私も一点申し上げます。

関与については、私も随分こだわりがございます。今までの関与は、伝家の宝刀として抜かないのが原則だとされてきたように思います。そういう意味で、伝家の宝刀ですから、それを抜かないように、いろいろな、前の会議だかでおっしゃっていただいたような形の働きかけをして、なるべく抜かないようにするのがいいのかと思います。しかしながら、抜かないとやはりさびびてしまって機能しなくなりますので、最近では、先ほど御紹介もありましたけれども、関与については積極的に行使される事例も増えておりますので、そういう意味では、実効的な最終的な担保手段だと私は評価をしています。

さらに言うと、今、事務局からも御説明がありましたけれども、保護だけではなくて利活用という観点から、我々はこれまで議論してきました。したがって、違法、著しく不適正という要件については、利活用の面から見て、また、統一性という観点から見て、これは放置できないものであるなということになれば、関与を積極的にしていくべきところである。それが、現在の、前日も申しましたが、大人同士の関係になった国・地方関係だと、私は理解しております。

そういう趣旨の制度であると、ぜひ御理解を賜って、制度の評価をしていただければありがたいと思います。

以上でございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日も活発な御議論をいただきましてありがとうございます。事務局におかれましては、本日、地方三団体の皆様、そして、委員の皆様からいただいた意見を参考にさせていただき、今後の検討に生かしていただければありがたいと思います。

それでは、次回以降の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

○内閣官房IT総合戦略 事務局でございます。

委員の皆様、発表者の皆様には、本日も貴重な御意見をいただき、また、円滑な議事進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、地方三団体の皆様、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、今後、事務局において検討を進め、次回の第11回検討会において、本検討会の最終報告案の取りまとめに向けて御議論いただきたいと考えております。

次回の日程につきましては別途、事務局から御連絡申し上げます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」の第10回を終了させていただきます。

なお、本会議の冒頭にもお伝えいたしましたとおり、本日の配付資料については、後ほどホームページ上に公開をいたします。議事録についても、これまでと同様に、事務局より各委員と各発表者に御発言部分を御確認いただいた後に、速やかにホームページに掲載したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日は誠にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。